

## ◆赤十字病院の図書委員会をご紹介！～役割と活動～◆

# 図書委員会の役割と活動について

上成弥生

**抄録：**当院の図書委員会（以下委員会）は、図書の予算・決算に関すること、図書室の運用に関し審議することを目的とし、委員は、医師・コメディカル・看護部・事務部で構成されています。各部署の要望を調整するには、病院の意思決定のための諮問機関である旨を明記した規程の整備が必要です。

最近の図書室運営で重要なテーマは、年間契約するジャーナルの検討や冊子体から電子版への移行であり、院内コンセンサスを得る場として委員会は機能しています。「最低限の予算の中でユーザーが最も活用しやすい環境を確保すること」を目指し活動しています。

### I. はじめに

当院は大阪府北部に位置する、許可病床数439床、入院基本料7対1、1日外来患者数600名の地域医療支援病院です。総職員数は750名で、うち医師数は150名です。

図書係は、今年度の事務部の組織再編制により、診療情報管理課から診療支援課へと所属が変更となりました。病院図書室は管理棟にあり、24時間、職員が図書の閲覧・貸出・返却、および文献複写依頼ができる環境にあります。また、当院に登録している開業医も利用が可能です。

職員専用の図書室とは別に、患者図書コーナーを外来棟1階に設けており、患者様が利用しやすいスペースを提供しています。

UENARI Yayoi

高槻赤十字病院 診療支援課 図書係

TEL: 072-696-0571 FAX: 072-692-5916

tosh@takatsuki.jrc.or.jp

### II. 図書委員会と規程

委員会は、図書の予算・決算、図書室の運用に関して審議することを目的としています。委員会は組織上、多職種横断的に位置づけられています。

委員は、医師・コメディカル・看護部・事務部から選ばれており、その選出方法は院長の指名によります（表1参照）。人数は、各診療科から6名、コメディカル3名、看護部2名、事務部4名で、年度により前後することがありますが、おおよそ15名です。

各部署から出される多くの要望を、限られた予算の中で実現するには、委員会での調整が不可欠であり、そのためには委員会の役割を明確にし、規程の整備が必要であることは言うまでもありません。

最近の図書室運営で重要なテーマは、年間購読ジャーナルの検討や、ジャーナルを冊子体から電子版への移行などですが、院内のコンセンサスを得る場として委員会は重要であると考えられます。

### III. 活動内容

委員会での主な審議内容は、年間購読のジャーナルを決定することです。委員会前に各診療科、看護部、コメディカルに購読希望のタイトルを確認し、見積を取り、およその予算枠を決定します。総合誌とデータベースに関しては、委員会メンバーで審議の上、決定します。

これらを審議する際に、資料がどれくらいの頻度で利用されているか、根拠となる利用統計を基にして利用率から決定するようにしています。

その他、審議事項として予算額についても検討しています。昨今、病院を取り巻く環境は大きく変わり、特に経済面での厳しさが病

院図書室を圧迫しています。当図書室は、年々予算額が抑えられていく中で、「最低限の予算の中でユーザーが最も活用しやすい環境を確保すること」を目指して活動しています。

今年の委員会では、患者図書コーナーに置く、患者様からの寄付金を原資として新たに購入する書籍の選定について検討しました。

### IV. 今後の課題

今後の課題は、利用者の希望や意見が十分に反映されているかを検証するとともに、より多くの意見を聞き、当院の図書室にとってのより良い方向性を見定めながら、様々な制約がある中でいかに図書室の機能を向上させていくか、ということだと感じています。

**第1条** 本規程は、図書委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

**第2条** 委員会は、図書室の運用及びそれに関する事項について審議する。

**第3条** 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2. 委員長は院長が指名する副院長または部長をもって充てる。
3. 委員は院長が指名する職員をもって充てる。

**第4条** 委員会は、必要な都度委員長が召集する。

2. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員を出席させて、その意見を聞くことができる。

**第5条** 委員会に付議する事項は、次の通りとする。

- (1) 図書の購入、予算、決算に関すること。
- (2) 図書室の運用に関すること。
- (3) その他、図書に関すること。

**第6条** 委員会には幹事及び書記を置く

2. 幹事は、議案の調整と必要な資料の収集及び調査を行う。書記は、委員会の議事を記録・整理保存する。

#### 付則

本規程は、平成20年4月1日から施行する。

表1 図書委員会規程